

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人光誠会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次に定める範囲内とし、別表1に定める額とする。

- (1) 理事 各年度の総額は180,000円以内とする。
- (2) 監事 各年度の総額は60,000円以内とする。
- (3) 評議員 各年度の総額は210,000円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は次のとおり支給する。

- (1) 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席・監事監査など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- (2) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 この規程は、令和3年4月1日より改定する。

別表 1

理事の報酬

項 目	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

監事の報酬

項 目	日 額
理事会、法議員会、監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

評議員の報酬

項 目	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円